平成19年6月 臨時教育委員会 会議録

平成19年度塩尻市教育委員会臨時会が、平成19年6月26日、午後1時30分、塩尻総合文化センターに招集された。

会議日程

- 1 開 会
- 2 議事

議事第1号 教育委員長の選出について

議事第2号 教育委員長職務代理者の選出について

- 3 閉 会
- 〇 出席委員

委 員	百	瀬	哲	夫	委	員	丸	Щ	典	子
委 員	尚	本	た	ま	委	員	村	田	茂	之
教育長	藤	村		徹						

〇 説明のため出席した者

こども教育部長赤羽修こども教育部次長樋口千代子教育総務課長加藤廣生涯学習部長丸山保生涯学習部次長神戸保

〇 事務局出席者

教育企画係長 青 木 実

1 開会

赤羽部長 みなさん、こんにちは。臨時教育委員会へご出席賜りまして、まことにありがと うございます。私は、こども教育部長の赤羽修でございますが、教育委員長が選出される まで、進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、臨時教育委員会を開会させていただきます。

はじめに、百瀬哲夫委員、丸山典子委員につきましては、昨日、6月25日に任期満了となりましたが、先の市議会6月定例会において再任をお認めいただいており、先ほど、副市長から、再び教育委員として任命書を交付されましたのでご報告させていただきます。 それでは、臨時教育委員会次第により、議事に入ります。

4 議事

〇議事第1号 教育委員長の選出について

赤羽部長 議事第1号、教育委員長の選出についてお諮りいたします。

これにつきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条に、「教育委

員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない」と規定され、さらに「塩尻市 教育委員会会議規則」第1条第2項には、この選挙について「委員中に異議がないときは、 指名推薦の方法を用いることができる」とされております。

したがいまして、委員長の選出方法は、選挙によらず指名推薦の方式をとりたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(委員「異議なし」の声)

赤羽部長 ご異議がございませんので、委員長は、指名推薦の方式により選出いたします。 それでは、教育委員長に「百瀬哲夫委員」を指名し、推薦いたしますが、これにご異議 ございませんか。

(委員「異議なし」の声)

赤羽部長 全委員のご同意によって、「百瀬哲夫委員」が委員長に選任されました。 それでは、百瀬委員長、委員長席にお着きください。

〈 委員長、座席移動 〉

- **赤羽部長** 委員長が選出されましたので、これで進行役を終わらせていただきます。 それでは、百瀬委員長さんから、ごあいさつと議事の進行をお願いいたします。
- **百瀬委員長** ただいま、委員長にご推薦いただきまして、改めて身の引き締まる思いであります。微力でありますけれども、委員の皆さん、事務局の皆さんのお力添えを得て、精一杯務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇議事第2号 教育委員長職務代理者の選出について

百瀬委員長 それでは、議事第2号に入ります。教育委員長職務代理者の選出について、お 諮りいたします。

選出につきましては、教育委員会会議規則第2条により、委員長選出方法の準用が認められておりますので、指名推薦により選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員「異議なし」の声)

百瀬委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、委員長職務代理者に「丸山典子委員」を指名し推薦いたしますが、これにご 異議ございませんか。

(委員「異議なし」の声)

百瀬委員長 ご異議がございませんので、「丸山典子委員」を委員長職務代理者に選任します。 それでは、丸山職務代理、こちらの席にお着きください。

〈 職務代理、座席移動 〉

- **百瀬委員長** それでは、「丸山委員長職務代理者」から、ごあいさつをお願いいたします。
- **丸山委員長職務代理者** さきほど、青木副市長から、委員2期目の任命書をいただきました。 一期目と違いまして、再任につきましては、悩みもし、考えもいたしました。しかしながら、4年間を基礎として、次にまた子供たちのために自分ができることがあるのなら、やらなければいけないという気持ちに思い至りました。現場主義ということを第一にして、できる限りいろいろなところへ行き、いろいろなことを見、いろいろな状況を五感で知り、活動できたなら、少しは自分も居る価値があるのかと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
- **百瀬委員長** ありがとうございました。それでは、議事はこれで終わりますが、議事に揚げてございませんが、一件お願いいたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第19条及び第20条に規定する、「教育行政に関する相談に関する事務を行う職員」及び「教育長の職務を代理する職員」につきまして、「赤羽修こども教育部長」及び「丸山保生涯学習部長」を、教育委員会が指定する職員といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員「異議なし」の声)

それでは、赤羽、丸山、両部長、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして議事のすべてが終了いたしましたので、臨時教育委員会を閉会させていただきます。どうも、ご苦労さまでした。

〇 午後1時40分に閉会する。

以上

平成19年 8月24日

署名

委 員 長		百	瀬	哲	夫		
同職務代理者		丸	Щ	典	子		
委		畄	本	た	ま		
委 員		村	田	茂	之		
教 育 長 		藤	村		徹		
記録職員	教育総務課教育企画係長	青	木		実		